

山梨県遺跡資料リポジトリの効用と将来展望

森 原 明 廣 (山梨県教育委員会学術文化財課)

1. はじめにー埋蔵文化財と発掘調査報告書ー

1-①埋蔵文化財とは何か

埋蔵文化財とは、地中に埋蔵されている文化財のことであり、一般的には「遺跡」と呼ばれているものです。埋蔵文化財（遺跡）は、不動産としての「遺構（建物跡など）」と動産である「遺物（土器・石器など）」から成り、全国各地のいたるところに存在しており、それぞれの土地や地域独自の歴史や文化を物語るものでもあります。埋蔵文化財は、文化財保護法に定められた文化財の一類型であり、我が国固有の歴史と文化の内容を明らかにすることのできる国民共有の財産として、また、地域毎の個性や特色を活かしたまちづくりやひとづくりの素材となる得る地域資源として大変意義のあるものと考えられています。

1-②埋蔵文化財の記録保存

埋蔵文化財があることが広く知られている土地のことを、文化財保護法では「埋蔵文化財包蔵地」と呼びますが、このような土地は全国に約 460,000 箇所もあるとされています（山梨県内には約 5,000 箇所）。

文化財保護法では、埋蔵文化財包蔵地の中で土木工事等が行われる場合には、文化庁（権限委譲に伴い現在は各都道府県教育委員会）へ事前に届出が必要であることが規定されており、やむを得ず現地に埋蔵文化財を残しておくことができない場合（工事等で破壊したり、二度と調査できないような状態になってしまう場合）には、事業者の理解と協力を得るなかで、事前に発掘調査を行い、記録保存したうえで土木工事等を行うことになっています。このような発掘調査は「記録保存のための発掘調査」あるいは「緊急発掘調査」と呼ばれ、社会情勢に応じた各年毎の増減はあるものの、全国で年間約 9,000 件も実施されています（山梨県内では年間約 200 件）。

1-③記録保存の成果としての発掘調査報告書

記録保存のための発掘調査には多くの経費を必要とし、全国では年間に約 500 億円（山梨県内では約 3～4 億円）が使われているのが実態となっています。このように多額の経費をかけて記録保存のための発掘調査（緊急発掘調査）が行われた遺跡の大多数は、調査完了とともに工事等によって損なわれてしまうこととなりますが、発掘調査の結果、どのような遺構や遺物が発見されたのか、それによってどのような地域の歴史が分かったのかなどについての詳細記録が作成されることとなります。つまり、やむをえず土木工事等で失われてしまう埋蔵文化財については、詳細に記録して後世に残していこうと

いう意図で「保護」の措置がとられていることとなります。

このような意図で作成されたものが「発掘調査報告書」であり、永久に保管していく必要があるとともに、誰しものが活用できる必要があるという性質上、現在は「印刷物」として300～500部（山梨県内では300部が標準）を印刷発行し、全国の文化財保護や教育、調査研究に係わる機関に配布され、保存・活用されることが一般的となっています。なお、発掘調査報告書は全国でこれまでに約65,000冊（山梨県内では約1,000冊）が発行され、毎年約1,800冊（山梨では約20冊）が刊行され続けていますが、これらのすべてを各機関や組織で保管し、活用することは現実的には不可能なほどの物理的分量であり、その情報解析もアナログ的な手法では限界があるほどに増大しているのが現状です。

2. 地域資料としての発掘調査報告書

発掘調査報告書（特に記録保存のための発掘調査の結果物としての発掘調査報告書）は、前述のような性格・性質を持っているため、それ自体が文化財にかわるものとして大切に保管されていく必要があります。また、地域の歴史の一端を記録したかけがえのないものであるため、なるべく多くの方々目に触れるとともに、地域研究や学習のために多くの方々、幅広い年齢層の方々に活用していただくべき資料であると言えます。ところがこの発掘調査報告書は一般の書籍に比べて、発行部数が極端に少ないとともに、広く全国に配布されることから、調査された場所のある地域にはほとんど存在しない、知られていないことになりがちであるという皮肉な側面があるのが実態です。地域の方々には近所で発掘調査が実施されたことは何となく知られ記憶されていたとしても、その結果どのような遺構・遺物が発見され、何がわかったのかについては知られることが少なく、発掘調査報告書というものが存在することすら知られることが少ないということになります。

また、発掘調査報告書はその大半が地方公共団体発行の公文書的な性格をもつものであるとともに、学術図書（考古学の専門書）としての意味合いもあることから、その内容や記述は専門的かつ難解である場合が多くなってしまいうという特徴があることもまた事実です。このように発掘調査報告書は、かけがえのない文化財そのものの記録であり、地域に密着した情報が豊富に含まれているにもかかわらず、「入手や閲覧が困難でその存在が一般化していない」という弱点があります。各教育委員会等では、発掘調査成果を地域に還元するために現地説明会を開催したり、概要パンフレットを作成配布するなどの取り組みが積極的に進められていますが、発掘調査報告書そのものの地域的な活用は、発行部数や内容などの課題から、なかなか進みにくい状況にあり、改善すべきであることは認識されながらも、明確な解決方法を見いだせない状況であり続けています。

3. 山梨県における遺跡資料リポジトリの取り組み

このような状況のもと、山梨県教育委員会では信州大学附属図書館及び全国遺跡資料リポジトリ推進協議会からの多大なご協力を得る中で、平成24年度から「山梨県遺跡資料リポジトリ」の公開を開

始しました。具体的には平成24年6月初旬から発掘調査報告書の電子データ公開に向けた準備（信州大学附属図書館との協定準備や各機関との意向調整、当初公開データの準備等）を開始し、平成24年11月30日には信州大学附属図書館と山梨県教育委員会の連携・協力協定が締結されました。その後、山梨県内の発掘調査報告書について、山梨県教育委員会事務局（学術文化財課）が集約を行い、信州大学附属図書館に提供、同館のホームページ上に情報を掲載していく仕組みを整えることができました。

開設当初は山梨県教育委員会発行の発掘調査報告書データを十数件掲載する程度でしたが、順次公開件数を増やし、現在では山梨県教育委員会発行分だけではなく、県内の各市町村教育委員会が発行した発掘調査報告書等を含む約350冊分のデータを公開しています。

また、平成25年度からは全国遺跡資料リポジトリ推進協議会（事務局：島根大学附属図書館）からのご協力を得て、文部科学省科学研究費による電子データ化を進めており、平成26年度までには現在公開中の約350冊分に加え、約650冊分の電子データを追加公開できる予定になっています。先述のとおり、山梨県内でこれまでに発行された発掘調査報告書は約1,000冊となりますので、平成25年度の取り組みによって、山梨県内で発行された図書の大半が山梨県遺跡資料リポジトリで閲覧できることとなり、考古資料の出土事例の検索などが相当高い割合で網羅できる環境が整ってくるようになります。

4. 遺跡資料リポジトリの効用

4-①発掘調査報告書の一般化

上述のとおり、山梨県遺跡資料リポジトリは近い将来には9割以上の高い比率での公開が実現する見込みですが、現在（平成25年12月初旬）でも、その利用量は目に見えて増加している状況にあります。

指標として、アクセス件数を参照してみると、平成25年11月末段階で11,500件を越えており、データのダウンロード件数も相当数に昇っています。どのような方々がアクセス利用されておられるのかを知る術はありませんが、そのすべてが埋蔵文化財関係者や考古学研究者であるとは考えにくく、おそらく一般の方々からのアクセスやデータダウンロードも相当数あることが推測されます。

遺跡資料リポジトリの効用のひとつは発掘調査報告書のもつ弱点の一つである「一般的でない」を解消する契機となるものである点にあります。発掘調査報告書の記載内容には、考古学の専門的な事項も多いですが、遺跡周辺の地理的環境や歴史的環境を述べた部分がほぼ確実に含まれていますので、地域の歴史・文化を調べたり、学習を進める上での「入口」や「手がかり」としていただける可能性があります。また、遺跡周辺の航空写真や出土品（遺物）の写真などは地域の再発見につながる可能性も持つものです。このように発掘調査報告書を広く公開できることにより、地域学習や研究の契機を提供し、その幅や奥行きが拡がり、かつ裾野が広がる（様々な年齢層の方々への普及）ことは、まちづくりやひとづくりという面への作用・効果が高いものと考えます。

4-②全国への情報発信

山梨県遺跡資料リポジトリの取り組みを開始して以降、全国各地の埋蔵文化財関係者や考古学研究者

などいわゆる専門家の方々からではありますが「山梨の考古資料が検索しやすくなった」「もっとたくさんデータをアップしてほしい」などの言葉を耳にすることが増えてきています。

これらの反応は、埋もれてしまいがちな遺跡一つ一つの細かいデータが全国的に注目される前兆であり、様々な歴史研究や博物館展示会などで山梨の考古資料や発掘調査成果が取り上げられていく契機になるものと確信しています。このことは、ひいては地域情報の対外的な発信につながり、地域の活性化や観光振興などに大きく展開していく可能性もあります。言い古された言葉ではありますが、地域が見直されることは「地域アイデンティティ」の確立にもつながるなど単に学術的な意味合いにとどまらないものであると考えています。

4-③調査研究の向上

また、遺跡資料リポジトリには、全国の出土資料の類例検索などが電子的に行えること、どこでもいつでも資料にアクセスできることなどの特性があることから、資料集成や対比検討の精度をこれまでよりも上げることができるため、考古学や歴史学の調査研究の質を飛躍的に向上させることができる可能性があります。この効用は特に山梨県のように発掘調査報告書の発行数が比較的少なく、電子データの公開比率を上げやすい地域で早期に実現しやすいものと考えます。なお、このような特性は専門家のためだけのものではなく、様々な利用者すべてに供される効用であることは言うまでもありません。

5. 遺跡資料リポジトリの将来と留意すべき事項

上述のとおり、遺跡資料リポジトリには様々な効用があり、その波及効果は計り知れないものであると考えています。またその一方で、遺跡資料リポジトリは「発掘調査報告書」というもののあり方や内容そのものに変化をもたらす可能性もあります。つまり、行政文書や学術専門書的な性格を持ちながらある一定の定形化が進み、全国的にもほぼ同様な体裁となっている発掘調査報告書の“読者層”が拡大することにより、これまでのやや限定的であった用途（文化財保護行政資料や考古学・歴史学研究資料としての用途）への対応だけでは不足してくる可能性があります。難解な考古学・歴史学の専門用語の取り扱い、表現方法、章立てなど、様々な方々による利活用を前提とした“編集方針の転換”が検討されることになってくるでしょう。

また、現在のところは印刷物（A4版横書きが基本形）をPDFデータ化して公開する方法が主流ですが、今後は電子上での公開を前提とした方法に変わってくることもあり得ることです。これらの点については、その善し悪しも含め、発掘調査報告書を作成する側の課題として課せられてくることを予想し、様々な検討を開始すべき時期にきていることを意識しています。また、利用者側の意見や要望も十分に取り入れていく必要があると感じています。

また、発掘調査報告書が電子的に閲覧できる環境が整っていくことは、現在の時代に合った望ましいことである反面、発掘調査報告書（特に記録保存のための発掘調査の成果品としての発掘調査報告書）

が持つ「現地に残すことができなかつた遺跡の記録として、永久に保管していく必要のあるものとしての意味を持つ印刷物として一定部数を作成すること」の意義が損なわれる契機となりかねないおそれもあります。このことは、山梨県遺跡資料リポジトリの仕組みを立ち上げる際の懸念事項であったとともに、全国の埋蔵文化財保護行政に係わる人々に共通する“心配事”でもあります。

このように遺跡資料リポジトリには効用が多いことも確かでありながらも、それによって失ってはいけない基本理念や考えがあることもまた確かです。発掘調査報告書という地域学習や研究に有益な図書を幅広く活用していくこと、なおかつ発掘調査報告書が持つ文化財としての意味合いや考古学研究の基礎資料としての質や理念を共立していくことを忘れてはいけないと考えます。

6. 遺跡資料リポジトリの将来に向けて

山梨県遺跡資料リポジトリは、多くの方々のご理解とご協力を得る中で、日毎にその掲載データ量を増加しつつあり、平成26年度には県内で発行された発掘調査報告書の約9割以上のデータを掲載することとなります。将来的には、山梨県内のすべての発掘調査報告書データを掲載し、資料検索などの精度をさらに完全化していきたい考えであり、新たに発行された発掘調査報告書ももれなく情報更新していきたいとも考えています。

山梨県は面積的にも地域的にもコンパクトにまとまった県であり、発掘調査件数や発掘調査報告書の発行数もそれほど多くはありません。であるがゆえに、遺跡資料リポジトリの効用が得やすい地域であると考えられ、やや後発的な取り組み開始ではありましたが、高い公開率に到達させることにより、その成果を様々な側面から分析し、遺跡資料リポジトリのより良いありかたを模索、構築していきたいと考えています。

また、様々な歴史関係資料の電子公開の特性や効用は「埋蔵文化財（遺跡）」に留まるべきものではないと考えています。例えば、埋蔵文化財以外の文化財である有形文化財（建造物、絵画、彫刻など）や記念物（史跡・名勝・天然記念物）などにも様々な報告書（調査研究報告書や整備・修理報告書）が多数発行されています。これらについても、埋蔵文化財同様に貴重な「地域資料」であるにも係わらず、発行部数が少なく一般的でない現況があります。様々な課題があることも確かですが、これらについても将来的には電子データ公開が図れることを望み、取り組んでいきたい考えです。

7. まとめ

遺跡資料リポジトリは、発掘調査資料の利用幅を拡げ、地域研究や考古学・歴史学研究の質向上につながる様々な効用をもたらすツールであるとともに、これからの発掘調査報告書や調査研究のあり方を見直す契機となるものでもあり、今後を占う「羅針盤」的な取り組みであると考えています。ご協力を得ている様々な皆様に深く感謝するとともに、誕生した「山梨県遺跡資料リポジトリ」を大切に育み、多くの方々に喜んで頂ける仕組みとして今後も成長させていきたいと考えています。

[参考文献]

- 及川昭文 2010 「発掘調査と報告書ー過去・現在・未来ー」『全国遺跡資料リポジトリ・オープンカンファレンス：文化遺産の記録をすべての人々へ！』全国遺跡資料リポジトリ推進会議
- 篠塚富士男 2011 「遺跡資料リポジトリについて」『筑波大学 先史学・考古学研究』22号、筑波大学大学院人文社会科学研究所歴史・人類学専攻
- 禰宜田佳男 2010 「埋蔵文化財保護行政の現状と課題ー発掘調査から報告書刊行までー」『全国遺跡資料リポジトリ・オープンカンファレンス：文化遺産の記録をすべての人々へ！』全国遺跡資料リポジトリ推進会議
- 文化庁文化財部記念物課 2013 『埋蔵文化財関係統計資料』
- 北篠芳隆 2010 「アナログ報告書とデジタル報告書ーその確執と勝敗のゆくえー」『全国遺跡資料リポジトリ・オープンカンファレンス：文化遺産の記録をすべての人々へ！』全国遺跡資料リポジトリ推進会議
- 北條芳隆 2011 「発掘調査報告書の閲覧環境整備に向けて：遺跡資料リポジトリの活用ー」『考古学研究』57巻4号（通巻228号）、考古学研究会